

監査公表第 537 号

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第 10 項に規定する意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成 18 年 5 月 26 日

京都市監査委員	田 中 セツ子
同	小 林 昭 朗
同	江 草 哲 史
同	藤 井 昭

平成 17 年度行政監査公表

監 査 の 種 類 行政監査Ⅱ

監査の対象年度 平成 16 年度

監査の実施期間 平成 17 年 10 月から平成 18 年 5 月まで

監 査 の 方 法 関係帳簿、証書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについて実地調査を行った。

行政監査Ⅱは、定期監査の対象とした局等からそれぞれ 1 事務事業を抽出して実施した監査である。

対象とした事務事業、事務事業の概要、監査の着眼点及び問題点は、以下のとおりである。

第 1 市税徴収率の向上（理財局）

1 事務事業の概要

全体計画	財政健全化プランに掲げた目標徴収率（平成 20 年度に 96.5 パーセント以上）の達成に向け、市税収入の確保と納税の公平性の確保のための取組を実施する。
------	---

平成16年度	当初予算	150,044,000円(市税徴収収納事務,徴収率向上対策など)
	決算	112,523,085円
平成16年度事業の概要		京都市滞納市税等特別対策本部(以下「滞納市税等特別対策本部」という。)による進行管理の下,理財局と区役所,区役所支所とが一体となって引き続き組織的取組を強化し,新たに発生した滞納案件の年度内整理,滞納繰越案件の早期整理,公売の推進など,滞納整理の推進を図る。
滞納市税等特別対策本部の組織構成及び重点推進事項		組織構成(表1)参照 平成16年度重点推進事項(表2)参照
市税徴収率等の推移		(表3)参照

(表1) 滞納市税等特別対策本部の組織構成

組織名	主な所掌事務	構成員等(役職)
本部会	<ul style="list-style-type: none"> 市税徴収率の向上,滞納繰越額の圧縮及び適正かつ公平な課税の推進のために必要な計画等の策定・実施 滞納整理計画等の進行管理 	(本部長) 副市長 (副本部長) 理財局長 (本部委員) 区長及び支所長 (事務局長) 理財局税務部長
幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 本部会所管事務を実施するために必要な具体的計画等の策定・実施 	(幹事長) 理財局税務部長 (副幹事長) 副区長及び副支所長 (事務局員) 理財局税務部主税課長, 収納対策課長ほか
専門部会	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会の所掌事務に係る協議等 	市民税課長会議, 固定資産税担当課長会議, 納税課長会議
理財局本部会	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部の策定する計画等に基づく重点的な取組を定めた滞納整理計画等の策定 その実施に必要な取組についての協議 	(理財局本部長) 理財局長 (理財局副本部長) 理財局税務部長 (理財局本部委員) 理財局税務部主税課長, 収納対策課長ほか

区・支所本部会	同上	(区・支所本部長) 区長又は支所長 (区・支所副本部長) 副区長又は副支所長 (区・支所本部委員) 市民税課長, 固定資産税課長, 納税課長ほか
---------	----	--

(表2) 滞納市税等特別対策本部の平成16年度重点推進事項

項 目	方 針
1 組織的取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務の集中化による計画的, 効率的で公正な取組の推進 ・ 区長, 支所長等役付職員による進行管理の徹底及び研修の充実 ・ 高額で困難な案件の早期の整理に向けた徹底的な実態調査及び財産調査の実施
2 新たに発生した滞納案件の年度内整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期着手の更なる徹底 ・ 直接催告, 一斉差押え等, 効率的な滞納整理の推進 ・ 高額の案件の早期着手及び早期差押えの徹底
3 滞納繰越案件の早期整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月末までの整理に向けた換価の容易な財産の差押えを中心とした取組の推進 ・ 高額滞納案件及び累積滞納案件の完結整理を目指した徹底的な実態調査及び財産調査の実施
4 公売の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差押え後の納付に進展がない案件についての速やかな公売の実施 ・ 理財局と区役所・区役所支所との相互協力による積極的な不動産公売の実施
5 実態調査及び財産調査の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査及び財産調査の徹底により債権などの換価の容易な財産を発見することに重点を置いた取組の推進 ・ 納付資力, 生活状況, 経営状況等の把握による適

	正な滞納整理の推進
6 債権差押えの推進	・ 債権を中心とした速やかな差押えの推進

(表3) 市税徴収率等の推移

注 ○内の数字は政令指定都市中の順位を示す。

(単位：億円, %, ポイント)

区 分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
調 定 額	2,668	2,673	2,523	2,452	2,396
収 入 額	2,517	2,526	2,391	2,342	2,298
徴 収 率	94.3 ③	94.5 ③	94.8 ②	95.5 ②	95.9 ②
対前年度増△減	0.2	0.2	0.3	0.7	0.4
指定都市平均 (本市を除く。)	93.9	94.1	94.2	94.2	94.6

2 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 滞納整理に係る電算システムは、適切に運用されているか。
- (3) 電子計算処理等に係る個人情報を含むデータの管理は、適切に行われているか。
- (4) 滞納整理の進行管理は、効率的かつ適切に行われているか。
- (5) 滞納者に対する催促は、適切な時期に行っているか。
- (6) 滞納者の財産調査の手法は適切か。
- (7) 滞納市税等特別対策本部の運営は、効率的かつ適切に行われているか。
- (8) 徴収率の向上に係る広報は、適切に行われているか。

3 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点及び意見として付すべき問題点があった。

ア 監査の結果

- (7) 差押事務を適正に執行すべきもの

- (イ) 延滞金の徴収の強化に取り組むべきもの
- (ウ) 個人情報を含むデータの保存を適正に行うべきもの

イ 意見

- (ア) 電算システムのデータ容量について、改善に取り組むべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

以下のとおり、市税徴収率の向上については、法令等の根拠に基づき、おおむね適正に行われている。

a 滞納整理

本市の厳しい財政状況の中での自主財源確保とともに、負担の公平の観点からも重要であるため、滞納整理を中心として、全庁的に市税徴収率の向上に取り組んでいる。

滞納整理は、地方税である市税が納期限後一定期間内に納付されない場合に、督促状の発付、財産の差押え、差押財産の換価、換価代金等の配当の順に、各手続の執行を地方税法及び京都市市税条例（以下「市税条例」という。）の規定を根拠に行っているものであり、市税の納付遅延に対する行政制裁として納付義務が課される延滞金についても、地方税法及び市税条例の規定に基づき、当該市税と共に徴収している。

b 平成 16 年度の取組

平成 16 年度は、滞納市税等特別対策本部を設置し、理財局、区役所及び区役所支所において、徴収率向上に向け財産の差押事務等を積極的に行っているが、これらの取組についても、地方税法及び市税条例の規定に基づいている。

しかしながら、一部では、督促状を発する前の期又は督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までの期のものを含めて差押えを行っており、また、収納機関等が延滞金を含めずに収納した場合には、納税者に延滞金の納付書を送付しているが、完納の確認がされていない。以上の分析に基づき、以下のとおり、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(4) 監査の結果

a 市民税及び固定資産税に係る滞納処分については、地方税法に規定されており、滞納者が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る市民税又は固定資産税に係る徴収金を完納しないときは、市の税務職員は、当該徴収金について滞納者の財産を差し押さえなければならないとされているが、督促状を発する前の期又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期のものを含めて差押えを行っているものがあった。

差押えが可能になる時期を十分確認し、適正に事務を行うようにされたい。

b 納税者は、納期限後に市税を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じた延滞金を加算して納付しなければならないこととされているが、この納期限後の市税について、収納窓口である指定金融機関、収納代理金融機関等が延滞金を含めずに収納している事例が見られる。

この場合、延滞金チェックリストに基づき納税者に延滞金の納付書を送付しているが、完納の確認をしていない事例があった。

負担の公平の観点からも、延滞金チェックリスト等に基づき、納付状況を的確に把握するなど、延滞金の徴収の強化に取り組まれない。

イ 滞納整理に係る電算システムは、適切に運用されているか。

(7) 分析

市税に係る調定状況及び収納状況は、市税オンラインシステム（以下「システム」という。）により把握することができるようになっている。

しかしながら、調定状況については、滞納繰越分も含めシステムに保存されているが、収納状況は、データの容量の限界から、1年分のみの保存となっているため、出納閉鎖後一定期間が経過した後は帳票により確認する必要があるが、延滞金の徴収漏れによる不公平が発生しやすい状況となっている。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(4) 意見

収納状況は、容量の限界から、保存できるデータは1年分となっており、そのことが延滞金の徴収漏れにつながっている。

滞納整理については、財源の確保と共に負担の公平も重要であり、経済性や効率性も踏まえて、改善に取り組まれない。

ウ 電子計算処理等に係る個人情報を含むデータの管理は、適切に行われているか。

(7) 分析

納税者に係る個人情報は、納税事務以外に利用してはならず、厳重な取扱いを要するものである。

京都市高度情報化本部の「情報セキュリティポリシーの遵守徹底について（依頼）」によると、光磁気ディスク、CD-Rなどの大容量記録媒体を使う場合は管理を徹底し、USBメモリ、コンパクトフラッシュ等については、紛失の危険性が高いためデジタルカメラの記録媒体として使用する場合を除き使用を禁止しているが、一部の区役所では、フロッピーディスクでの記録を補うために、USBメモリ等を使用している。

以上の分析に基づき、以下のとおり、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(4) 監査の結果

個人情報を含めた納税関係のデータの容量は膨大なものであり、また、書込み用装置なしで使用できることから、一部の区役所では、USBメモリ等の記録媒体が使用されているが、これらの記録媒体は紛失の危険性が高く、個人情報を含むデータの管理方法として適切ではないことから、速やかに光磁気ディスク、CD-R等へデータを移行するなどの方法により改善されたい。

エ 滞納整理の進行管理は、効率的かつ適切に行われているか。

(7) 分析

a 理財局と区役所等の役割分担

理財局税務部収納対策課（以下「収納対策課」という。）においては、市民税（法人分）、市・府民税の特別徴収分、特別土地保有税等の滞納整理を行っている。

一方、区役所及び区役所支所の各納税課（以下「区役所等納税課」という。）では、市・府民税の普通徴収分、固定資産税等の滞納整理を行っている。

b 収納対策課の区役所等納税課への指導

収納対策課では、定期的に滞納リストを出力し、区役所等納税課に送付することのほか、滞納整理を促進するため、高額となっている案件のヒアリングを経て、区役所等納税課と対応策を協議し、完結に向けた指導を行っている。

また、区役所等納税課の徴収担当職員を対象に徴収技術、法令解釈、事例研究、現場研修等の計画的かつ実践的な研修を実施し、職員の資質の向上を図っている。

c 区役所等納税課での取組

区役所等納税課では、新規滞納案件を中心として早期着手及び年度内整理を目的として、平成 16 年度は 11 月及び 12 月並びに 1 月及び 2 月を滞納整理強化期間として設定し、夜間及び休日における実態調査、電話催告等を集中的に行っている。

また、課長補佐級又は係長級の職員を中心として、集中的な事務処理、書類等の一括管理など組織的な取組の体制がおおむね確立されており、課長級以上の職員は、ヒアリング等を通じた方針の策定などに当たっている。

さらに、一部では軽自動車税について集中的に取り組むなど、区の特性も踏まえて独自の取組を進めている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

オ 滞納者に対する催促は、適切な時期に行っているか。

(ア) 分析

市税条例の規定では、督促状は、納期限までに徴収金が完納されない場合において、納期限後 30 日以内に発付することとされている。

これに基づき、区役所及び区役所支所では、すべて納期限後 30 日以内に督促状を発付している。

また、新たに発生した滞納に限り、督促状の発付に加え、約 20 日を経過した時点で一次催告書を発付し、納税を促している。

その他、7月には滞納繰越額が5万円未満の滞納者に対して納付書を添えて催告書を、12月及び翌年5月には滞納額が5万円未満で軽自動車税以外の滞納繰越額がない滞納者に対して催告書を、それぞれ発付している。以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

カ 滞納者の財産調査の手法は適切か。

(ア) 分析

a 財産の主な調査対象

- (a) 市の課税資料（固定資産税課税台帳及び市・府民税課税台帳）
- (b) 税務署（確定申告書類及び法人決算書類）
- (c) 法務局（不動産登記簿及び信託原簿）
- (d) 金融機関（預貯金及び生命保険）

b 財産調査の方針

滞納者の財産調査対象は、不動産、無体財産権や給料、年金、銀行預金、郵便貯金、生命保険等の債権などがあるが、徴収に係る重点推進事項によると、換価が容易な債権を中心に差押えを行うこととされている。

これに基づき、金融機関での調査、税務署等関係機関との連携等、様々な手法で調査を行っている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

キ 滞納市税等特別対策本部の運営は、効率的かつ適切に行われているか。

(ア) 分析

a 「京都市滞納市税特別対策本部」の設置と成果

平成6年度決算において、本市の市税徴収率が政令指定都市中で最下位の91.9パーセント、また、滞納繰越額が197億円となっている危機的な状況にあったことから、全庁的に取組を推進するため、平成7年8月に「京都市滞納市税特別対策本部」（以下「滞納市税特別対策本部」という。）を設置した。

当初の目標は、平成10年度決算での徴収率を96パーセント台に回復させることであったが、93.9パーセントまでの回復にとどまったことから、平成10年度に継続を決定し、新たに平成15年度を徴収率の96パーセント台への回復の目標年度として「早期着手、早期差押え」の基本方針で取組を進めた結果、平成15年度の徴収率は、目標には届かなか

ったものの、95.5パーセントまで回復することができた。

b 滞納市税等特別対策本部の設置と成果

平成15年度が滞納市税等特別対策本部による取組の最終年度であったが、

(a) 厳しい財政状況にある本市において、自主財源である市税の確保は重要な課題であること

(b) 厳しい納税環境の中、今後も徴収率を維持し、更に向上させていくためには、引き続き組織的な取組を行っていく必要があることから、平成16年度以後についても本部体制による全庁的な取組を継続することとしたものであり、滞納市税の徴収を最重要課題としながらも、併せて課税上の課題についても取り組んでいくため、名称を「京都市滞納市税等特別対策本部」とした。

設置期間は、平成20年度の決算での徴収率を96.5パーセントに向上させる目標から、平成21年5月までとし、平成16年度は、組織的取組の強化、新たに発生した滞納案件の年度内整理、滞納繰越案件の早期整理、公売の促進、実態調査及び財産調査の強化、債権差押えの推進を重点推進事項として取り組んだ。

その結果、平成16年度の徴収率は、95.9パーセントと平成15年度に比べ0.4ポイント向上し、着実に成果を挙げている。

c 滞納市税等特別対策本部の運営

平成16年度中の滞納市税等特別対策本部の本部会は、滞納市税等特別対策本部設置要綱の規定に従い2回開催され、幹事会以下各構成組織においても、本部会に向けて適宜、会議を開催し、具体的取組の方針を決定するなど、効率的かつ適切な運営が行われている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

ク 徴収率の向上に係る広報は、適切に行われているか。

(7) 分析

平成16年度においては、以下の媒体を利用し、徴収率の向上に係る広報に取り組んでいる。

a 冊子「わたしたちの市税」の作成

b 「市民しんぶん」への記事の掲載

- c 納期周知ポスターの作成・掲示
- d マルチビジョンの活用
- e 理財局ホームページ
- f 「京都市政出前トーク」
- g テレビ取材

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

第2 京都市伝統産業振興館（産業観光局）

1 事務事業の概要

全体計画		<p>京都市伝統産業振興館(以下「四条京町家」という。)は、京都市伝統産業振興館条例(以下「伝統産業振興館条例」という。)に基づき、京都市が京町家を借り上げ、改修、整備し、伝統産業製品の新たな需要開拓、伝統産業従事者の育成、「京ものブランド」発信と界わい観光の振興を図る拠点として、平成14年4月に開設したものであり、主に次の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい伝統産業製品の企画、開発 ・ 伝統産業の若手・中堅従事者への活動拠点の提供 ・ セミナー、製作実演、体験教室等の事業の実施 ・ 京町家のしつらえを生かした伝統産業製品の展示
平成16年度	当初予算	26,220,000円
	決算	25,026,030円
平成16年度 事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> ○ 商品開発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい「京ものブランド」商品の開発 ・ 京都クラフトセンターでの展示 ○ 貸室事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に伝統産業の展示会に利用 ○ 展示等イベント <ul style="list-style-type: none"> ・ 「四条京町家 <small>はなもく</small> 華木サロン」(月1回程度) ・ 特別イベント(年3回)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見世の間での伝統産業製品の展示（月替わり） <p>○ 管理・案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の案内 ・ 伝統産業関連施設及びイベント情報の案内 ・ ホームページによる情報発信
施設の概要	(表4) 参照

(表4) 施設の概要

区 分	内 容									
1 設置年月	平成14年4月									
2 所在地	京都市下京区四條通西洞院東入郭巨山町11番地									
3 主な構造等	居宅(町家)部分(木造瓦葺2階建て) 1階 113.05㎡ 受付スペース(見世の間) 15.52㎡ 貸室スペース(玄関・台所・奥の間) 46.91㎡ 2階 88.49㎡ 貸室スペース(控えの間・座敷) 35.21㎡ 通庭, 前栽, 裏庭									
4 開館日	次の曜日及び期間を除く日 水曜日 7月13日から17日まで(貸室業務のみ休止) 12月29日から1月3日まで									
5 開館時間	午前11時から午後9時まで なお, 平成18年4月からは10時開館に変更									
6 使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1階(昼間・夜間)</th> <th>2階(昼間・夜間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝統産業関連</td> <td>各5,000円</td> <td>各3,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>各10,000円</td> <td>各6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 昼間: 午前11時から午後4時まで(5時間)</p>	区分	1階(昼間・夜間)	2階(昼間・夜間)	伝統産業関連	各5,000円	各3,000円	その他	各10,000円	各6,000円
区分	1階(昼間・夜間)	2階(昼間・夜間)								
伝統産業関連	各5,000円	各3,000円								
その他	各10,000円	各6,000円								

	夜間：午後5時から午後9時まで（4時間）	
7 管理の委託先	京都伝統産業青年会	
(参考) 関連施設 町家工房 町家茶房	所在地	京都市下京区四条通西洞院東入郭巨山町 11 番地の1
	構造	元倉庫部分（木造瓦葺2階建て） 1階 98.18㎡
	利用状況	町家工房（京都の伝統産業製品の販売） 株式会社Aに京都市が転貸 町家茶房（喫茶店の営業） 株式会社Bに京都市が転貸

2 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 受託者への指導監督は適切に行われているか。
- (3) 伝統産業の技術を生かした商品開発の拠点として新規商品の開発及び販路の開拓が効果的に行われているか。
- (4) 入館者、貸室利用者及びセミナー参加者の状況について、利用の増加に向けての取組が効果的に行われているか。
- (5) 界わい観光振興の観点から適切な情報発信が行われているか。

3 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点及び意見として付すべき問題点があった。

ア 監査の結果

- (ア) 試作品の展示会企画運營業務の委託について、随意契約理由が正当であることが明確となるよう、他者との比較検討の結果を記載するなど、適正な事務処理を行うべきもの

- (イ) 物件等の調達契約について、価格決定における競争性を発揮すべきもの

イ 意見

- (ア) 元倉庫部分における喫茶店の営業及び伝統産業製品の販売について、四

条京町家との連携を十分に図るとともに、貸付料の算定方法について、その在り方を改善すべきもの

- (イ) 四条京町家運営委員会の構成及び在り方を改善すべきもの
- (ウ) 展示販売について、会場の設定及び市場性調査を工夫すべきもの
- (エ) 新規商品開発拠点としての在り方について、自主的な活動を支援する機能を強化すべきもの
- (オ) 施設の有効活用に向け、貸室の稼働率に関する目標を設定して利用促進に取り組むべきもの
- (カ) 貸室の平日及び夏期における利用促進に取り組むべきもの
- (キ) 伝統産業製品等に係る情報提供について、内容を充実すべきもの
- (ク) 界わい観光として、周辺観光資源と連携した情報発信に取り組むべきもの
- (ケ) 交通拠点等での交通案内図等の誘導標識への記載の充実を図るべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

四条京町家については、京都市が京町家を借り上げ、伝統産業振興館条例に基づき設置するとともに、市長が適当と認める公共的団体として京都伝統産業青年会にその管理等を委託している。加えて、四条京町家及び伝統産業の宣伝を図るため、京都伝統産業青年会が主催する「四条京町家はなもく華木サロン」事業に負担金を拠出し、共催実施している。

さらに、「京ものブランド町家工房事業」として、四条京町家を拠点とする伝統産業の技術を生かした製品の開発等について、総合プロデュース業務、新商品デザイン・企画提案業務及び試作品の展示会企画運營業務を委託して実施している。

また、四条京町家に隣接する元倉庫部分について、京都市が借り上げ、賃貸借契約に基づき、喫茶店の営業及び京都の伝統産業製品の販売を行う目的で第三者に転貸し、複合的な施設として運営を図っている。

以上の分析に基づき、以下のとおり、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点及び意見として付すべき問題点があった。

(イ) 監査の結果

- a 随意契約については、地方自治法及び同法施行令並びに京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン等に基づき、事務処理を行うこととされており、契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合等に限りすることができるかとされている。

「京ものブランド町家工房事業」に係る試作品の展示会企画運営については、随意契約の方法により委託していたが、随意契約の理由として過去の実績のみを挙げていた。

随意契約の決定に当たっては、随意契約理由が正当なものであることが明確となるよう、企画展示能力等を他者と比較考量した結果を示すなど、適正に事務処理をされたい。

- b 物件等の調達契約決定において、予定価格が10万円を超える場合は、2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされているが、四条京町家パンフレットを3箇月の間に2回に分けて10万円以下の金額で随意契約しており、価格決定における競争性が発揮されておらず、経済的、効率的な予算執行と言えなかった。

必要部数の見積を適切に行ったうえ、調度契約を行うなど、価格決定における競争性を発揮できるよう改善されたい。

(ウ) 意見

- a 四条京町家に隣接した元倉庫部分については、京都市が賃借しており、賃借契約に基づき、喫茶店の営業及び京都の伝統産業製品の販売を使用目的とする町家茶房及び町家工房として第三者に転貸している。貸付料は、京都市公有財産及び物品条例等に準じて計算されているが、賃借料に対する割合が62.5パーセントとなっている。

元倉庫部分における喫茶店の営業及び伝統産業製品の販売について、伝統産業振興及び界わい観光振興を図る観点から、四条京町家と十分に連携した運営が行われるようにされたい。

さらに、貸付料の算定方法について、公費負担の適正さの観点から、その在り方を改善されたい。

イ 受託者への指導監督は適切に行われているか。

(7) 分析

a 四条京町家における事業の進め方

四条京町家における事業については、四条京町家の運営及び「京ものブランド」開発に関する企画、立案のため、「四条京町家運営委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、伝統的工芸品の技術等を生かした新商品の開発への助言、観光の視点を入れた四条京町家の運営への助言、広報活動への助言等を行うこととしており、町家運営部会と商品開発部会との2つの専門部会を設け、それぞれ2、3箇月に1回又は月1回程度開催されている。

四条京町家の管理については、和室の使用許可及び使用料の徴収に関すること、設置目的に従った利用に供すること、施設の維持管理等を委託範囲として、京都の伝統産業の工芸、染織関係の19団体の青年部等で組織される京都伝統産業青年会に委託しており、町家運営部会からの助言を受けることとされている。

また、四条京町家を拠点とした商品開発については、京都市が総合プロデュース業務を委託したうえ、商品開発部会からの助言を得て進めることとされている。

b 委員会の構成

委員会は、伝統産業課長を座長とし、総合プロデューサー、学識経験者、関係業界の代表者、市民代表者、本市関係職員の11人から構成され、町家運営部会は四条京町家の管理の委託を受けている京都伝統産業青年会会長を部会長とし、商品開発部会は総合プロデューサーを部会長として、それぞれ6人で構成されている。

このうち、本市関係職員としては、伝統産業課長以外に、工業技術センター研究部長及び繊維技術センター研究課長の2人が参加している。以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

委員会については、四条京町家の設置目的の一つが一般の観賞の用に供することであり、四条京町家において伝統産業製品の展示及び紹介等に加

え、界わい観光の振興を図ることが意図されているが、観光振興部門の本市関係職員等の参加が見られない。

四条京町家が町家という施設の特性を生かし、伝統産業振興を中心としつつ、観光振興を進める観点から、四条京町家の運営において関係する行政部門との組織的な連携が図れるよう、必要に応じて観光振興部門の本市関係職員等の参加を可能にするなど、委員会の構成や在り方を改善されたい。

ウ 伝統産業の技術を生かした商品開発の拠点として新規商品の開発及び販路の開拓が効果的に行われているか。

(7) 分析

a 新規商品の開発等の進め方

四条京町家を拠点とした商品開発については、京都市が「京ものブランド町家工房事業」に係る総合プロデュース業務を委託したうえ、総合プロデューサーを部会長とする商品開発部会からの助言を得て進めることとされている。

総合プロデュース業務については、現代生活にマッチした新しい工芸品の創出と展示販売による新規需要の開拓を目的として、コンセプトづくり及びそれに基づく製作指導からなる新規商品の開発に関すること並びに販売戦略の提案、市場調査等からなる新規商品の展示及び販売に関することとされており、平成16年度は、工業デザイナーに委託して実施した。

b 新規商品の開発への伝統産業従事者の参加

新規商品の製作については、施設の管理運営を受託している京都伝統産業青年会及び工業技術センター関係の団体等を通じて参加者の募集を行って実施しており、平成16年度には金属工芸13人、京指物4人をはじめとする7分野24人が参加した。

c 新規商品の製作実績

新規商品の製作については、総合プロデューサーの指導の下で月1回程度の研修会を四条京町家等で開催（合計9回）して、「文具」の開発をテーマにコンセプト及びデザイン開発を行い、デザイン会社により作成された40点程度のスケッチのうち、24点について試作品を作成した。

d 展示販売実績

展示販売については、京都クラフトセンターにおいて平成 17 年 3 月 24 日から 29 日までの 6 日間の会期で京ものブランド商品開発成果発表会として試作品を展示し、参考価格を表示して受注に対応できるようにするとともに、「デザイン性」や「購入想定価格」等に関するアンケート調査を行った。

会期中 3,918 人の入場があり、一部の比較的安い作品には注文が入り、また、一部の竹工芸品については町家工房において販売することになった。

e 販路開拓に係る調査等

首都圏の百貨店との共同開発や竹素材のない北欧デザイナーとの共同開発に向けての調整が行われた。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

a 展示販売については、試作品の展示というスタイルをとっているため、直接的な効果よりも新規商品の市場性調査に意味があると考えられるが、具体的な展示販売会場が京都クラフトセンターとなっており、日常的な文具の購入に係る市場調査という点からは、観光客が多いため、特にふさわしい場所であるとは言えない。

については、試作品が対象とする購入層からの評価を十分に得るという観点から、首都圏である京都館での実施を含め、会場の設定等を工夫されたい。また、試作品が対象とする商品を取り扱う卸売及び小売等の流通関係者からの評価等を調査し、商品開発の参考にされたい。

b 伝統産業技術を生かした商品開発の拠点としての事業手法は、総合プロデューサーの指導で行われているが、テーマ設定によって参加業種が限られ、かつ、参加者の規模が 20 人前後と少数となるなど、対象が限られた事業となっている。

については、現在までの取組実績を踏まえ、新規商品の開発あるいは販路の拡大に関して、より広範に意欲のある者が必要な支援を受けられる観点から、デザイン指導、異業種交流、市場ニーズの把握等、課題を踏

また支援メニューを策定するなど、自主的な活動を支援する拠点としての機能を強化されたい。

エ 入館者、貸室利用者及びセミナー参加者の状況について、利用の増加に向けての取組が効果的に行われているか。

(ア) 分析

a 入館者数

平成16年度の年間入館者数は、38,425人であり、過去3箇年で比較するとほぼ同数で推移している(表5)が、祇園祭期間で展示のみを行い休館日としている7月13日から17日までの入館者が10,102人と26.3パーセントを占めている。

また、7月13日から17日までを除く1日当たりの入館者数は、93人となっており、月別に見ると、京都市が独自に定めている「伝統産業の日」関連イベントが開催された3月が178人と最も多く、10月、11月、2月が100人を超えて多くなっているが、4月、5月、6月が60人前後と少なくなっている。(表6)

(表5) 入館者数の3箇年推移

(単位：人、%)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
入館者数	38,246	38,423	38,425
対前年度増減率	-	0.46	0.0

(表6) 平成16年度月別入館者数

(単位：日、人、%)

区 分	開館日数	入館者数			1日当たり入館者数
		入館者数	構成比①	構成比②	
4月	26	1,738	6.1	4.5	66.8
5月	27	1,552	5.5	4.0	57.5
6月	25	1,410	5.0	3.7	56.4
7月	23	1,692	6.0	4.4	73.6
8月	27	2,162	7.6	5.6	80.1

9月	25	2,298	8.1	6.0	91.9
10月	27	2,866	10.1	7.5	106.1
11月	26	2,961	10.5	7.7	113.9
12月	24	2,013	7.1	5.2	83.9
1月	24	2,043	7.2	5.3	85.1
2月	24	2,960	10.5	7.7	123.3
3月	26	4,628	16.3	12.0	178.0
開館日合計	304	28,323	100.0	73.7	93.2
7月13日～ 17日	(5)	10,102	-	26.3	2,020.4
7月合計	(28)	11,794	-	30.7	481.6
年度間合計	304	38,425	380.4	100.0	124.4

注1 構成比①は、7月13日から17日までを除く開館日に対する構成比を示す。

注2 構成比②は、7月13日から17日までを含む構成比を示す。

事務事業評価における業績評価の指標としては、年間来館者数を挙げており、平成15年度までは祇園祭の鉾町に立地していることから10万人を念頭に当面の目標を5万人としていたが、平成16年度からは前年度実績値の120パーセントを目標とすることに変更している。この結果、平成16年度の目標値46,108人に対して達成率は83.3パーセントとなっている。

b 貸室利用数

平成16年度の年間貸室利用状況は、料金算定上の利用単位である計2箇所の昼間と夜間との区分で見ると、利用実績523件、稼働率43.0パーセントとなっており、稼働率を過去3箇年で比較すると微増しており、前年度と比べて3.3ポイント上昇している。(表7)

また、月別の稼働状況では、4月、11月、2月、3月が平均稼働率を超えて高いが、6月から8月及び1月は20パーセント台と低くなっている。(表8)

さらに、休日と平日との区分別の利用状況では、前者が262件で稼働

率が56.9パーセント、後者が261件で稼働率が34.5パーセントであり、稼働率で見た場合、休日の利用が平日の約1.6倍になっている。(表9)

一方、目的別利用状況では、伝統産業関係の展示会等が63.5パーセント、伝統産業関係イベントが10.7パーセント、伝統産業関係の会議が4.0パーセントを占めるなど、伝統産業関係の利用が88.5パーセントとなり、それ以外の一般利用が11.5パーセントとなっている。(表10)

さらに、採算性の点では、平成16年度の使用料収入の決算は、259万円となっており、予算240万円に対して19万円(8.1パーセント)上回っているが、四条京町家の管理経費を委託料及び賃借料の合計1,678万円とした場合、それに対する使用料収入の比率は予算で14.3パーセント、決算で15.5パーセントにとどまっている。

(表7) 貸室利用状況の3箇年推移

(単位：件，％，ポイント)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
利用区分数	1,008	1,216	1,216
利用実績	378	483	523
稼働率	37.5	39.7	43.0
稼働率の対前年度増△減	-	2.2	3.3

(表8) 貸室の月別稼働状況

(単位：日，件，％)

区 分	利用区分状況		利用状況	
	開館日	利用区分数	利用実績	稼働率
4月	26	104	80	76.9
5月	27	108	39	36.1
6月	25	100	25	25.0
7月	23	92	21	22.8
8月	27	108	25	23.1
9月	25	100	43	43.0

10月	27	108	48	44.4
11月	26	104	71	68.3
12月	24	96	39	40.6
1月	24	96	26	27.1
2月	24	96	55	57.3
3月	26	104	51	49.0
合計	304	1,216	523	43.0

(表9) 貸室の曜日別利用状況

(単位：日，件，%)

区 分	利用区分		利用状況	
	開館日	利用区分数	利用実績	稼働率
平 日	189	756	261	34.5
休 日	115	460	262	56.9
合 計	304	1,216	523	43.0

注 休日とは、土曜日、日曜日、祝日等をいう。

(表10) 目的別利用状況

(単位：件，%)

区 分		利用区分数	構成比	稼働占有率
伝統産業関係利用		463	88.5	38.1
内 訳	展示会等	332	63.5	27.4
	和装関連展示会等	171	32.7	14.1
	陶磁器関連展示会等	57	10.9	4.7
	その他産業展示会等	104	19.9	8.6
	伝統産業イベント	56	10.7	4.6
	伝統産業関係会議	21	4.0	1.7
	その他（撮影利用）	54	10.3	4.4
一般利用		60	11.5	4.9
合 計		523	100.0	43.0

c 四條京町家華木サロンの実施状況

四條京町家華木サロンは、四條京町家及び伝統産業を宣伝するための事業として、四條京町家の管理運営を委託している京都伝統産業青年会の主催で、京都市等が共催し、月1回開催している体験教室、座談会等である。

四條京町家華木サロンの参加状況は、平成16年度は230人で、1回当たりの定数が原則20人となっているので、95.8パーセントの高い充足率となっている。

一方、平成14年度から平成16年度までの3年間に開催された34回で選択されたテーマを見ると、京焼・清水焼、京うちわ、京印章、京菓子、京漬物、清酒などの分野で重複して実施されているとともに、歌舞伎、アンティーク着物等の和風文化に関連するものが14回開催されていた。

また、伝統産業の製作体験も、毎年2から3件実施されている。

d イベントの実施

入館者向けのイベントとしては、平成16年度には、年3回、京町家の季節感や伝統工芸品の魅力に触れることを目的に展示、実演や近隣京町家と連携したスタンプラリー等を含む総合的なイベントを実施していた。1日当たりの入館者数を見ると、7月13日から17日までは2,020人であるが、秋及びお正月のイベントでは約200人となっている。

e 情報提供の実施状況

四條京町家の情報発信については、ホームページを作成し、イベント及び展示の案内、貸室の使用申込み方法、町家工房及び町家茶房の案内等を掲載している。

また、四條京町家のパンフレット、町家しつらえの解説（日本語版、英語版）、四條京町家周辺町家MAP（以下「町家マップ」という。）、市バス等の案内などを作成し、配布するとともに、伝統産業ふれあい館のパンフレット及び伝統産業関連のリーフレット等を配備している。

さらに、建物外部には、イベント実施時の案内札の掲出、無料入場できる旨の表示を行っている。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

- a 貸室利用における目標については、利用団体数の目標として120団体とされているが、施設の利用状況を示す稼働率に関する目標が設定されていない。

については、観光客の観賞に供する側面に留意しつつ、施設の有効活用を図る観点から、目標を設定して利用の促進に取り組まれない。

- b 貸室の利用状況については、平日の利用が休日に比べ低く、また、夏期の利用が他の時期に比べ相対的に低くなっている。

については、利用者アンケートの結果を踏まえたサービスの改善に取り組むとともに、町家の良さを活かした利用等、貸室利用方法の提案を含め、平日及び夏期の利用促進に取り組まれない。

- c 伝統産業製品等に係る情報提供については、伝統産業製品が配置され、必要に応じてスタッフによる案内がされているものの、それら伝統産業製品及び伝統的技術に関する情報が個別に取得できる状況にはなっていない。

伝統産業製品については、十分な説明がないとその良さを理解することが難しいものであることから、伝統産業製品及び伝統的技術について、現行のしつらえや展示との関係を示す資料やそれら個別の伝統産業製品及び伝統的技術についての解説シートを作成するなど、町家と伝統産業とのかかわりを分かりやすく情報提供されたい。

また、町家の暮らしではなく、現代の暮らしに息づく、伝統産業製品の紹介など、新商品の開発の拠点とするのにふさわしい情報発信に取り組まれない。

- オ 界わい観光振興の観点から適切な情報発信が行われているか。

(ア) 分析

四条京町家については、事務事業評価等において「界わい観光の振興を図る拠点」として位置付けられており、界わい観光の振興は、京都市観光振興推進計画においても重点戦略の一つとされているものである。

界わい観光とは、地域的な観光資源を発掘し、観光客が周遊できるように情報発信し、環境を整えて実施するものとされているので、周辺地域における観光資源と連携した情報発信やそれら観光資源となる施設等へ誘

導する環境の整備が重要である。

そこで、観光客への情報発信や誘導する環境がどのようになっているかを見ると、現在のところ、四条京町家内等において町家マップを配布するとともに、四条烏丸地下通路内の案内図の一部や周辺路上に設置されている観光案内周辺図の一部に四条京町家が図示されている。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

a 界わい観光の観点からの情報発信については、四条京町家周辺の他の観光資源との連携という点で町家マップの作成以外に顕著なものが見られず、十分な取組となっていない。

については、界わい観光の充実を図る観点から、四条京町家自体の魅力の発信はもちろんであるが、周辺の観光資源又は町家情報等を盛り込んだ観光モデルコースの提案など、地元及び観光部と連携した情報発信に取り組まれない。

b 四条京町家への誘導標識については、京都駅、四条烏丸等の交通拠点において十分に設置されていない。

については、観光客の誘導を図る観点から、交通拠点における観光案内標識への表示等について、関係機関に働きかけるなど、より一層の充実を図られたい。

第3 乳幼児健康支援デイサービス事業（保健福祉局）

1 事務事業の概要

全体計画	市内に居住する小学校就学前の乳幼児で、病気回復期で医療機関による治療の必要はないが、安静の確保等に配慮する必要がある、集団保育が困難な児童の一時保育を医療機関に委託して行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、乳幼児の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とし、平成9年度から実施している。
------	--

平成16年度	当初予算	25,920,000円
	決算	22,605,782円
平成16年度 事業の概要		○ 市内5施設（医療機関）で実施 ○ 延べ利用者数 530人

2 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 利用者との関係で、事業の実施を委託している施設（以下「実施施設」という。）の配置及び選定は適切か。
- (3) 利用希望に対して十分に対応できる状況か。
- (4) 事業の内容は、事業を必要とする市民に分かりやすく周知されているか。
- (5) 事業の趣旨が実施施設に十分周知されているか。
- (6) 実施施設への指導は適切か。

3 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、意見として付すべき問題点があった。

ア 意見

- (ア) より適切な実施施設の配置及び選定をすべきもの
- (イ) 実施施設をより利用しやすいものとなるよう改善すべきもの
- (ウ) 事業周知を十分に行うべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

以下のとおり、乳幼児健康支援デイサービス事業については、法令等の根拠に基づき、適正に行われている。

乳幼児健康支援デイサービス事業は、国庫補助事業であり、平成6年6月23日厚生省通知「乳幼児健康支援デイサービス事業実施要綱」（以下「厚生省要綱」という。）により定められた「京都市乳幼児健康支援デイサービス事業実施要綱」（以下「デイサービス実施要綱」という。）に基づき実

施されている。

同事業は、市長が適当と認める社会福祉法人等に委託されており、委託料は、年間の基本となる額に各実施施設からの事業実施報告に基づき加算した額を加えて支出されている。

なお、毎月の事業実施報告については、事業実施報告書を翌月 10 日までに市長に提出することとされている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 利用者との関係で、実施施設の配置及び選定は適切か。

(ア) 分析

a 実施施設は、市内を 5 ブロックに分け、ブロックごとに 1 施設が配置されている。5 ブロック間の保育所入所者数は均衡しており、ブロック分けも適切と考えられるが、実施施設はブロック内の周辺部に配置されている。

b 実施施設数の拡大のために、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(平成 11 年 12 月 19 日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治 6 大臣合意)に基づいて保育所が対象施設として追加されたが、本市においては、乳児の健康状態に急変があるなどの場合に即時に対応できることから、医療機関との併設施設のみでの実施となっている。

c 施設の選定に当たっては、デイサービス実施要綱に規定する要件を満たしている施設を実施施設としている。

d 5 実施施設の年間平均延べ利用者数は 106 人で、1 人当たりのコストは約 4 万円となっている。一方、右京ブロックの実施施設では年間延べ利用者数は 12 人と極端に少なく、1 人当たりのコストは約 36 万円となっている。(表 11)

(表 11) 実施施設の状況

(注 1) 平成 17 年 4 月 1 日現在

(注 2) 1 施設当たり 1 日最大利用定員は 4 人

(注 3) 委託料 ÷ 延べ利用者数

(単位:人, 円)

ブロック	行政区等	実施施設	ブロック 内保育所 入所者数 (注1)	実人員 (延べ利用 者数) (注2)	平成16年 度委託料	1人当 たりのコス ト (注3)
北	北, 左京	京都博愛会病院 保育園 北区上賀茂ケシ 山1	4,544	84(175)	4,354,000	24,880
上京	上京, 中 京, 下京, 南	第二足立病院 南区四ツ塚町1	5,952	32(52)	4,367,000	83,980
東山	東山, 山 科, 醍醐	武田総合病院 保育室 伏見区石田森本 町30-1	5,505	83(119)	4,407,000	37,033
右京	右京, 西 京, 洛西	京都桂病院附属 保育所 西京区山田平尾 町17	5,212	10(12)	4,353,000	362,750
伏見	伏見, 深 草	金井病院病児デ イ・ケアすくすく 伏見区淀木津町 612-12	4,218	90(172)	4,495,000	26,133
合計			25,431	299(530) (各実施施設の 平均延べ利用 者数(106))	21,976,000	41,464

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があっ

た。

(4) 意見

5実施施設の中では、右京ブロックの京都桂病院附属保育所の利用者は極端に少ないことから1人当たりのコストが高額となっている。

利用者が少ない要因を分析し、より適切な実施施設の配置及び選定をされたい。

ウ 利用希望に対して十分に対応できる状況か。

(7) 分析

a 厚生省要綱においては、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とすることから、実施施設の開設日及び開設時間は、公認の保育所に準じて設定することとされている。

b 公認の保育所における通常保育時間は午前8時30分から午後5時までであるが、特例保育及び延長保育により拡大されており、開所日は月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除く。）となっている。

一方、当事業の開設時間は午前8時から午後6時、開所日は月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除く。）となっている。

c 利用者数は毎年増加しており、特に平成16年度は前年度に比べて急激な伸びを見せているものの、事務事業評価での業績の目標達成度では88.3パーセントにとどまっている。（表12）

(表12) 利用者数の推移

(単位:施設, 人, %)

区 分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
実施施設数	3	5	5	5	5
延べ利用者数	206	289	362	361	530
延べ利用者目標値	300	480	600	600	600
目標達成度	68.7	60.2	60.3	60.2	88.3

d 同様の事業を実施している京都府と比較した場合においても、利用者数は少ない状況となっている。(表13)

(表13) 京都市と京都府との比較

(単位：施設、人)

区 分	実施施設数	平成16年度利用実績 (延べ利用者数)	1施設当たりの延 べ利用者数
京都市	5	530	106
京都府(京都市を除く。)	6	3,235	539

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

子育て世帯の就労形態の多様化などに適切に対応するとともに、利用者数の拡大に向けて、開設時間の延長や土曜日の開所など、当事業を必要とする市民が今までにも増して利用しやすいものとなるよう改善されたい。

エ 事業の内容は、事業を必要とする市民に分かりやすく周知されているか。

(7) 分析

市民への周知は、事業内容を掲載したリーフレット及びポスターを保育所や医療機関へ配付するとともに、保健福祉局ホームページでの広報、母子手帳交付時に配付する母子手帳副読本及び出産お祝いレター送付時に同封されている子育て応援パンフレットへ掲載することなどによりなされている。

なお、平成18年1月号の市民しんぶん、平成18年2月配布の家庭教育新聞や京都市PTAしんぶんにも掲載されている。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

利用者数が少ない状況は、事業の周知が十分にされていないことが要因の一つと考えられるため、より一層の周知に努められたい。

オ 事業の趣旨が実施施設に十分周知されているか。

(7) 分析

事業の委託に際しては、関係職員が実施施設を訪問し、乳幼児の安全の確保に十分配慮するとともに、病状の急変などの緊急事態に速やかに対応できる体制の整備などについて、事業の趣旨を踏まえた詳細な説明を行うことで、実施施設の理解を得ている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

カ 実施施設への指導は適切か。

(7) 分析

年度当初における委託契約締結時において、職員配置状況等の実施体制を聴取し、適正でない場合は指導を行うとともに、乳幼児の安全の確保など、委託契約書及びデイサービス実施要綱に基づく適切な事業運営がなされるよう指導されている。

また、毎月の報告書提出時においては、利用者数に変動がある場合にはその要因を聴取するなど事業の実施状況の把握に努め、利用しやすい施設となるよう指導されている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

第4 西京区における個性あふれる区づくり推進事業（西京区役所及び西京区役所洛西支所）

1 事務事業の概要

全体計画	<p>個性あふれる区づくり推進事業は、大区役所制を契機として、個性と魅力あふれる地域社会づくりを目指し、「区民ふれあい事業」、「区基本計画推進事業」、「わがまちいきいき活動振興事業」等の様々な事業を各区ごとに展開しているものである。</p> <p>事業の目的は、区の課題やテーマを解決する手段として、区民とのパートナーシップ、区民自らの取組による事業展開を推進することにより、区の独自性を最大限に生か</p>
------	--

した個性と魅力ある地域づくりを行おうとするものである。

西京区においては、「西京区基本計画」の重点プロジェクトとして、特に、次の2事業を積極的に推進することとしている。

- 「西京まち・ひと・情報データベース “にしきょう・ねっと” 事業」(以下「にしきょう・ねっと事業」という。)

多種多様な活動をしている個人及び団体の情報を活用し、区民の主体的なまちづくりのきっかけづくりや、区民同士の意見交換、対話の機会の拡大を図ることによって西京区民のまちづくり活動の更なる活性化を目指すもので、平成15年度から取り組まれている。

- 「西京塾事業」

区民から塾生を募集し、西京区基本計画からテーマを選定して外部講師、地元関係者による学習会やフィールドワークを織り交ぜながら、西京区の魅力を発見し、広く区民に発信していくための学習の場を開設し、これからの西京区のまちづくりを担う人材を育成するとともに区民参加のまちづくりを進めていくことを目指すもので、平成16年度から取り組まれている。

平成16年度	当初予算	(にしきょう・ねっと事業) 389,000円 (西京塾事業) 960,000円
	決算	(にしきょう・ねっと事業) 352,778円 (西京塾事業) 954,666円
平成16年度事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> ○ にしきょう・ねっと事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「西京まち・ひと・情報データベース」への登録の募集 ・ 西京まち・ひと・情報データベース推進部会会議の開催

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西京まち・ひと・情報データベース活動情報ファイルの発行 ○ 西京塾事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 西京塾推進部会会議の開催 ・ 西京塾講座の開催 ・ 平成16年度西京塾活動報告冊子の発行
--	--

2 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 区と区民の役割分担は適切であるか。
- (3) 事業を行うに当たって区民のニーズを把握しているか。
- (4) 事業の成果を有効に活用しているか。
- (5) 事業効果の評価を適切に行っているか。
- (6) 区民の事業への参加を推進しているか。
- (7) 区の特色づくりに有効に寄与する内容となっているか。

3 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、意見として付すべき問題点があった。

ア 意見

- (ア) 事業の企画、運営に区民がより参画できるよう、改善すべきもの
- (イ) 参加者の声を事業に反映させるべきもの
- (ウ) 事業の成果を区民に発信すべきもの
- (エ) 事業の評価又は利用状況の確認を行うべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

にしきょう・ねっと事業及び西京塾事業は、いずれも西京区基本計画に基づいた任意事業として西京区独自に行われているものであり、特に実施に当たり準拠すべき根拠法令等があるものではなく、また、事務の執行に当たり法令等に抵触する事項はない。

にしきょう・ねっと事業については、西京区のまちづくりにつながる活動をしている個人及び団体の情報を収集、集約し、区民にその活動状況等の情報を発信、提供するものであり、個人情報の取扱いに留意されるべき事業であるが、京都市個人情報保護条例に基づき適正に事務が行われている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 区と区民との役割分担は適切であるか。

(7) 分析

a 区役所の役割分担

(a) 西京区基本計画は、平成 37 年を目標年次とする「京都市基本構想」に基づき、平成 22 年を目標年次に全市的な課題と政策を体系化した「京都市基本計画」と相互に補完し合うものであり、西京区の個性や特徴を生かしながら、平成 13 年から平成 22 年までの 10 年間に、区民と行政の協力、役割分担のもとに魅力あふれる西京区のまちづくりを進めていくための方策を示した計画である。

にしきょう・ねっと事業及び西京塾事業は、ともにこの西京区基本計画に基づき、その推進、実現のために設置している「西山文化」創造区民会議が方針を決定し、同会議の中に設けられた重点プロジェクト推進部会である西京まち・ひと・情報データバンク推進部会、西京塾推進部会がそれぞれ企画、運営しているものである。

(b) 「西山文化」創造区民会議及びそれぞれの部会は、学識経験者、地域の自治連合会や各種団体で活動している人、一般公募による区民等によって構成されており、区役所の役割は、事務局として、にしきょう・ねっと事業では登録者の募集事務や登録者との連絡調整事務、推進部会の準備事務などを、西京塾事業では塾生の募集事務や塾開講の事前準備、塾生との連絡調整事務、推進部会の準備事務などを行っている。

それぞれの部会の開催回数を見ると、平成 16 年度中には、「西山文化」創造区民会議が 2 回、西京まち・ひと・情報データバンク推進部会が 1 回、西京塾推進部会が 3 回それぞれ開催され、各事業の基本方針や大枠的な企画、運営に関することが決定されているが、それ以上

に区民等が事業の進め方等に関して参画できるような取組は見られない。

b 経費の負担

事業の実施に必要な経費の支出については、にしきょう・ねっと事業では活動情報ファイルの作成経費等について、西京塾事業では塾生募集ビラや活動報告冊子作成経費、講師謝礼等について、それぞれ本市が経費を負担している。

一方で、各事業に参加している区民等については、特に事務経費の負担はないが、西京塾事業では各講座の出席に係る交通費や昼食代などについては塾生の自己負担となっている。

また、各推進部会委員の活動について、部会への出席は無報酬であり、特に西京塾事業では推進部会だけでなく各講座にも推進部会委員が参加しているが、出席委員報酬は支出しておらず、実質的にボランティア参加の形をとっているところであり、必要以上に本市が経費を負担している実態は見られない。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

にしきょう・ねっと事業及び西京塾事業は、それぞれ事業に係る推進部会を設けて事業の枠組みに関する決定を行っているが、事業の企画、運営への区民の参画に関してそれ以上の取組は見られない。

区民参加のまちづくりを進めていくためには、部会を充実させるなど、区民をはじめとする部会委員が企画及び運営により参画できるようにし、また、事業への参加者がその進め方等について意見を述べる機会を設けるなど、区民が主体的に参画できるよう改善されたい。

ウ 事業を行うに当たって区民のニーズを把握しているか。

(ア) 分析

にしきょう・ねっと事業及び西京塾事業は、ともに「西山文化」創造区民会議が方針等を決定し、各プロジェクト推進部会において基本的な企画、運営を行っている。

これら「西山文化」創造区民会議及びそれぞれの部会は、学識経験者、

地域の自治連合会や各種団体で活動している人、一般公募による区民等によって構成されており、事業の実施に当たって、これら区民の代表者の声を聞いている。

しかし、それ以外の取組について見ると、にしきょう・ねっと事業では登録団体及び個人に対してアンケート調査を実施しているが、西京塾事業では参加者にアンケート調査を行うなどの取組が行われていない。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

にしきょう・ねっと事業では参加者に対してアンケート調査が実施されているが、西京塾事業では実施されていない。

西京区基本計画による区民と行政の協働のまちづくりを進めていくためには、積極的に参加者の声を把握していく必要がある。

西京塾事業についても、アンケート調査を行うなど、塾生に事業の在り方等に関する意見を聴取する機会を設けて参加者の声を聞き、事業に反映させるようにされたい。

エ 事業の成果を有効に活用しているか。

(ア) 分析

a 活動情報の発信

(a) にしきょう・ねっと事業については、平成 16 年度に募集を行った登録団体及び個人の活動状況等を掲載した活動情報ファイルを 500 部作成し、区役所及び区役所支所の各まちづくり推進課（以下「区役所等まちづくり推進課」という。）で公開、配布したほか、事業の取組について区民に広く周知する目的で「にしきょう・ねっとニュース」を 300 部作成して同じく区役所等まちづくり推進課で配布した。

また、西京区ホームページ内に西京まち・ひと・情報データベースのページを作成して、登録団体及び個人の情報を発信している。

(b) 西京塾事業については、活動報告集を 3,000 部作成し、区役所等まちづくり推進課で配布し、区民に事業の成果を発信しているが、同事業の活動報告が西京区ホームページに掲載されていないことなど、事業の成果を区民に周知するための取組は十分とは言えない。

b にしきょう・ねっと事業における交流会の開催

にしきょう・ねっと事業については、同事業の登録団体及び個人の交流会を開催し、様々な活動を行っている登録団体及び個人の交流のきっかけづくりを行っている。

c 西京区まちづくりサポーター

平成16年度の西京塾修了者で、その後も西京区のまちづくりに参加する意思を持つ人を「西京区まちづくりサポーター」に委嘱し、市民しんぶん西京区版作成への参加や西京区民ふれあい事業への参加を依頼するなど、これからの西京区のまちづくり活動への参画を促すこととしている。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

西京塾事業については、活動報告が西京区ホームページに掲載されておらず、事業の成果を区民に周知するための取組は十分とは言えない。

広く活動結果を区民に知らせ、事業の成果を生かしていくため、ホームページへの掲載や活動成果の報告会を開催するなど、様々な機会や媒体を活用して事業の成果を区民に発信されたい。

オ 事業効果の評価を適切に行っているか。

(ア) 分析

平成16年度実施分に関して、にしきょう・ねっと事業については、登録している団体及び個人へのアンケート調査を実施することにより事業効果の評価を行っているが、西京塾事業については、参加者に対する事後のアンケート調査等の取組はされていない。

また、にしきょう・ねっと事業は、区民等の利用状況の検証が必要な事業であるが、特にそのための手段が講じられておらず、事業効果の評価に係る取組は不足している。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

にしきょう・ねっと事業及び西京塾事業については、ともに事業効果の

評価に係る取組が不足している。

事業効果の評価には様々な手法が考えられるが、その一つとして、事業参加者に対するアンケート調査は、最も事業に身近な区民の評価として有効であり、西京塾事業についても実施されるべきである。

また、にしきょう・ねっと事業については、ホームページを作成して情報の発信を行っているところであるが、アクセスのカウンターを設けるなど、利用状況を確認されたい。

カ 区民の事業への参加を推進しているか。

(ア) 分析

a 事業の広報及び参加の募集

(a) にしきょう・ねっと事業の広報及び参加の募集については、市民しんぶん西京区版での事業広報や西京区ホームページへの掲載、データバンク登録への応募要綱及び応募用紙を含めた活動情報冊子の区役所等まちづくり推進課の窓口での配布等によって行っている。

(b) 西京塾事業については、市民しんぶん西京区版や西京区ホームページへの掲載、区役所等まちづくり推進課の窓口での募集ビラの配布等によって事業の広報及び塾生の募集を行っている。

b 参加促進への配慮

(a) にしきょう・ねっと事業は、西京区内を主な活動範囲とするまちづくり活動を行っている団体又は個人で、代表者又は個人が西京区内に在住し、若しくは西京区内への通勤、通学者であるものについて広く登録が可能であり、募集についても随時行っている。

また、登録された情報について、望まない部分は公開しないことを明確に周知するなど、区民が参加しやすいよう配慮を行っている。

(b) 西京塾事業では、塾生の募集に当たり、西京区在住者で参加意欲がある人という以外に特に制限を設けておらず、広く区民に門戸を開放している。

また、平成 16 年度分については、体験学習等の活動を基本的に土曜日又は日曜日に行うことにより、一般的な勤労者も参加可能な事業となるよう配慮している。

募集定員を 20 人としており参加人員は限られているが、これは講

義の受講や見学にとどまらず、小グループによる活動報告の取りまとめ等の学習活動を重視していることから適正規模への人数制限を行っているものである。

なお、平成16年度については、応募者23人全員が塾生となっており、人数制限は行っていない。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

キ 区の特徴づくりに有効に寄与する内容となっているか。

(ア) 分析

a 西京区基本計画での位置付け

西京区基本計画では、「ふれあいのある地域づくりとひとづくり」、「区民と行政の協働のまちづくり」を取組目標として掲げているところであるが、にしきょう・ねっと事業及び西京塾事業は、同基本計画の趣旨を踏まえ、区民と行政とのパートナーシップにより、まちづくり、ひとづくり及び文化づくりを進めていくために、同基本計画の中でも特に積極的に推進する取組である重点プロジェクトとして実施されているものであり、いずれも個性ある西京区のまちづくりを進めていくうえでの基礎となる事業と位置付けられている。

b 区の特徴づくりへの寄与

にしきょう・ねっと事業は、西京区のまちづくりにつながる団体及び個人の多種多様な活動情報を収集、整理、集約し、区民に広く提供することを通じて西京区民のまちづくり活動の活性化を目指すものであり、西京塾事業は、区民自らの手で西京区の魅力を発見し、発信するための学びの場を提供し、区民の自主的なまちづくり活動へのきっかけづくりを行おうとするものであり、事業内容から見て、区の特徴づくりに有効に寄与する内容となっている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

第5 救急高度化事業（消防局）

1 事務事業の概要

全体計画		<p>救命効果を向上させるため、高度な応急処置及び医療機関との連携を強化するとともに、より多くの市民に応急手当に関する知識及び技術を普及する。</p> <p>1 救急救命士の養成及びメディカルコントロール体制の充実</p> <p>(1) 京都市救急教育訓練センターにおける救急救命士の養成</p> <p>(2) 救急救命士に対する医師による指示体制の確保など応急処置の質を保障するメディカルコントロール体制の充実</p> <p>2 応急手当の普及啓発</p>
平成16年度	当初予算	95,300,000円
	決算	96,057,463円
平成16年度事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急教育訓練センターにおける救急救命士の養成 ○ メディカルコントロール体制の充実 ○ 応急手当の普及啓発

2 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 救急需要の増加に対する対応は行われているか。
- (3) 救急救命士の養成は計画的に行われているか。
- (4) 救急救命士の養成に対する効果の検証がされているか。
- (5) あるべき財源として、国及び府並びに他の消防本部からの経費は確保されているか。
- (6) 啓発や技術の普及は、効果的に行われているか。

3 問題点

(1) 概要

問題点はなく、適正に執行されていた。

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(7) 分析

以下のとおり、救急高度化事業については、法令等の根拠に基づき、適正に行われている。

a 救急救命士の養成及びメディカルコントロール体制の充実

平成3年8月に救急救命士法が施行され、厚生労働大臣の免許により医師の指示の下に、救急救命士が救急救命処置をできるようになり、本市では、同月から救急救命士の養成を開始した。

また、平成5年9月には、京都市救急教育訓練センター（以下「訓練センター」という。）を設置し、本市の救急救命士の養成を更に積極的に進めるとともに、近畿、北陸、四国等の消防本部から訓練生を受け入れてきた。

さらに、救急救命士の業務については、平成14年12月に、厚生労働省の「救急救命士の業務のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、救命効果の向上を図るため、メディカルコントロール体制の構築を前提として、その範囲の拡大の方針が示され、救急救命士法、同法施行令等の改正が順次行われてきた。（表14）

本市においては、平成7年4月に、京都救命指示センター（以下「指示センター」という。）を設置し、医師による24時間の常時指示体制を確立していたが、検討会の報告後、直ちに、京都市・乙訓メディカルコントロール協議会（以下「メディカルコントロール協議会」という。）を設置し、さらに、救急救命士法、同法施行令等の改正のつど、拡大された業務に対応できる救急救命士を養成するなど、速やかに対応してきた。

b 応急手当の普及啓発

応急手当の普及啓発については、平成5年3月の自治省消防庁次長通知「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（以下「普及啓発実施要綱」という。）を受けて平成6年7月に制定した「京都市消防局応急手当の講習に関する要綱」に基づいて行っている。

(表 14) 救急救命士の業務範囲の変化と本市の対応

時期	法令等の施行, 改正経過等	業務範囲等	本市の対応
平成3年8月	<ul style="list-style-type: none"> 救急救命士法施行 救急救命士法施行令施行 救急救命士法施行規則施行 	<ul style="list-style-type: none"> AED（自動体外式除細動器）による除細動 一定の方法による静脈路確保のための輸液 一定の方法による気道確保 （それぞれ、医師の具体的指示が必要）	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年8月 救急救命士の養成を開始 平成7年4月 指示センターの設置
平成14年12月	厚生労働省「救急救命士の業務のあり方に関する検討会」報告	<ul style="list-style-type: none"> メディカルコントロール協議会の設置 医師による事後検証体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年12月 京都市・乙訓メディカルコントロール協議会を設置 平成15年3月 検証体制を確立
平成15年3月	救急救命士法施行規則改正	AEDによる除細動（医師の具体的指示は不要）	平成15年4月 実施
平成16年7月	救急救命士法施行規則改正	気管挿管の実施（医師の具体的指示が必要）	平成16年10月 実施
平成17年3月	救急救命士法施行規則改正	特定の薬剤投与（医師の具体的指示が必要）	平成18年4月 実施

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 救急需要の増加に対する対応は行われているか。

(7) 分析

救急高度化事業の検証に先立ち、救急業務全般について分析する。

a 救急出動件数の増加

全国の救急隊の出動件数は、平成6年は約305万件であったが、同16

年には約 503 万件となり、10 年間で 65 パーセント増加した。

本市においても、平成 6 年は 42,923 件であったが、同 16 年には 68,440 件となり、10 年間で 25,517 件、59.4 パーセントの増加、1 年平均で約 2,600 件の増加となっている。この増加は、救急隊 1 隊が年間に出動する件数に相当するものである。

本市では、平成 10 年度から新たな消防指令システムの運用を開始し、市内全域の救急車の動態を一元的に管理するシステムにより、救急隊出動の要請に対し、すべての救急隊を臨機応変に出動させることができる体制を確立したことに加え、計画的に救急隊を増設してきた。

この結果、平成 16 年の現場到着時間は平均 4.1 分と、政令指定都市の中で最短であり、その平均である 5.7 分に比べ、かなり高い水準にある。

また、出動件数の増加にかかわらず、現場到着時間が延びる傾向は見られない。(表 15)

(表 15) 本市救急隊の平均現場到着時間の推移

(単位：分)

年次	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
到着時間	4.1 (4分7秒)	4.2 (4分10秒)	4.2 (4分9秒)	4.2 (4分11秒)	4.1 (4分5秒)

b 救急搬送の状況等

(a) 平成 14 年から同 16 年までの本市の救急活動を搬送の理由別に見ると、急病による搬送が毎年、増える傾向にあり、平成 16 年には搬送件数の 60 パーセントを超えている。

また、年齢区分別の救急搬送者の状況では、65 歳以上が増加傾向にあり、平成 16 年には搬送件数の 40 パーセントを超えている。これは、高齢化、核家族化、独居者の増加等により、近親者の緊急時の対応力が低下していることが大きな原因と考えられる。

さらに、救急搬送者の症状別の割合を、重症、中等症、軽症に分けて見ると、入院を要しない軽症が最も多く 60 パーセント前後で推移しており、また、救急出動のうち搬送をしていない件数の割合は、10 パーセント前後で推移している。

このような救急需要の状況の中で、総務省消防庁は、「救急需要対策検討会」を設置し、重症者を優先した出動など、救急業務の在り方に関しての検討を始めている。

- (b) 救急需要の中で、転院による搬送（以下「転院搬送」という。）の割合は5パーセント前後で推移しているが、件数では増加傾向にある。

転院搬送については、京都市消防局救急規程にその運用を定めており、緊急性が認められる場合に限り、要請した医療機関の医師に同乗を求めて搬送しているが、総務省消防庁では、転院搬送について、公的な救急車が必要な救急業務という性格よりも医療の一環としての性格を重視し、医療機関等に対して搬送体制を求めることの検討を始めている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

ウ 救急救命士の養成は計画的に行われているか。

(7) 分析

a 救急救命士の養成

本市は、平成3年8月から救急救命士の養成を開始し、平成5年度以後は、毎年15人を計画的に養成している。

平成16年度当初の救急救命士の人数を同年度の救急隊数との関係で見ると、本市の救急隊は25隊で3交代制であることから、すべての隊に救急救命士を配置するには75人が必要であるが、救急救命士は180人であり、すべての隊に2人以上を配置することができる人数となっている。

b 業務範囲の拡大及び本市の対応

- (a) 長寿化の進展等に伴い増加する心筋梗塞や脳卒中により、心肺機能が停止した患者の救命率を向上させるため、平成15年3月の救急救命士法施行規則改正により、同年4月から、一定の研修を終了した救急救命士が医師の具体的指示なしでAEDによる除細動を行うことができることとなった。

本市では、現在、すべての救急救命士が除細動を実施している。

- (b) 平成16年7月の救急救命士法施行規則改正により、平成16年10月から、救急救命士が医師の具体的指示の下に気管挿管ができることとなった。

本市では、すべての救急隊に気管挿管ができる救急救命士を配置することを目標として計画的に養成している。

- (c) また、平成 17 年 3 月の救急救命士法施行規則改正により、平成 18 年 4 月から、一定の研修を終了した救急救命士が医師の具体的指示の下に特定の薬剤が投与できることとなり、本市では、これに対応できるよう、20 人を養成している。

c 救急業務ごとの資格要件及び対応

救急救命士の業務ごとの資格要件は、表 16 のとおりであり、本市では、京都府医師会等の協力を得て、病院実習の受入れを促進するなど、養成に向けての条件整備を行い、積極的な資格取得を図っている。

(表 16) 救急救命士の資格要件

業務	資格要件
<ul style="list-style-type: none"> ・ A E D による除細動 ・ 一定の方法による静脈路確保 ・ 一定の方法による気道確保 	救急隊員 5 年又は救急出動 2,000 時間以上の経験がある救急隊員が、救急救命士養成所での 6 箇月間の講習後、国家試験に合格し、就業前病院実習 160 時間を終了すること
気管挿管	救急救命士が、62 時間の追加講習と病院実習（気管挿管 30 症例を経験）を終了し、メディカルコントロール協議会の認定を受けること
特定の薬剤投与	救急救命士が、220 時間（うち病院実習 50 時間）の追加講習を終了すること

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

エ 救急救命士の養成に対する効果の検証がされているか。

(7) 分析

救急活動による救命効果は、国の指標である「救急蘇生指標」により検証されている。(表 17)

これによると、本市救急隊員の処置による救命効果は、救急救命士による処置の割合の増加とともに向上し、平成 16 年の 1 箇月生存率は 11.6 パーセントとなっており、全国平均の 6.7 パーセントを大きく上回っている。

(表 17) 本市救急隊員の処置による救命効果の推移 (救急蘇生指標による)

(単位: 人, %)

区 分		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
処置人員 A		380	403	393	440	449
うち救急救命士 による処置	人員 B	304	353	382	440	449
	比率 B/A	80.0	87.6	97.2	100.0	100.0
1 箇月生存数 C		36	39	41	47	52
1 箇月生存率 C/A		9.5	9.7	10.4	10.7	11.6
(参考)全国平均の 1 箇月生 存率		5.6	5.6	5.8	6.2	6.7

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

オ あるべき財源として、国及び府並びに他の消防本部からの経費は確保されているか。

(7) 分析

a 救急救命士の養成

他の消防本部からの訓練生を受け入れ救急救命士を養成していることに対して、平成 16 年度は、救急救命士養成課程負担金及び気管挿管追加講習経費負担金として、1 人当たりそれぞれ 160 万円及び 9 万 4 千円を収入している。

また、国の外郭団体である財団法人救急振興財団からの交付金として、総額 100 万円を収入している。

b 指示センターの運営

指示センターでは府内の救急隊に対する医師からの指示を 24 時間体制で行っており、運営に要する経費として、施設管理運営費、京都府医師会に対する委託料を合わせて 5,060 万円を支出しているが、この経費は、本市、他の消防本部及び京都府が負担している。(表 18)

本市と他の消防本部との負担割合は、主に人口及び救急車両数を基礎として適正に算出されている。一方、京都府は任意の補助金として、1,000 万円と 20 パーセント近くを負担しているが、本市と他の消防本部

に係る指示件数の割合から見て、妥当であると認められる。

また、京都府医師会に対する委託料についても、適正に算出されている。

(表 18) 指示センターの運営経費及び負担額 (平成 16 年度)

(単位：千円)

経費		負担額	
施設管理運営費	600	本市	19,060
京都府医師会委託料	50,001	他の消防本部	21,541
		京都府	10,000
合計	50,601	合計	50,601

c メディカルコントロール協議会の運営

メディカルコントロール協議会は、本市と乙訓消防組合とで構成しており、主な運営経費は、会議の開催に伴う支出及び医師による検証に伴う支出である。

会議の開催に当たっては、委員に対して、1人1回当たり11,500円の会議参加謝礼を支出しているが、本市は、国の基準に基づき、委員21人のうち15人を委嘱している。

一方、検証医師については、本市は、前年度の検証件数の割合を基本として、12人のうち10人を委嘱しており、1人当たり月額37,500円の検証医師謝礼を支出している。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

カ 啓発や技術の普及は、効果的に行われているか

(7) 分析

本市においては、平成5年3月に通知された国の普及啓発実施要綱を受けて救命講習に係る体制を整備し、平成6年度から市民に対する救命講習を開始した。

また、平成16年9月に、医師、地域住民代表、事業所代表、教育関係者等10人で構成する「応急手当普及啓発推進検討委員会」を設置し、平成17年3月には、同委員会の提言を踏まえ、「いざというときに応急手当のできる人づくり推進計画」を策定した。この計画に基づき、平成22年度

までに救命講習修了者を 20 万人とすることを目標に、より多くの市民に対する応急手当の普及啓発を推進している。

救命講習には、平成 16 年 7 月の厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」により市民による AED の使用が認められたことに対応して、同 17 年 4 月から「成人に対する AED の使用を含めた心肺蘇生法」が取り入れられ、市民防災センター、消防署等での定期講習のほか、10 人以上の受講生があれば事業所等に出向き、訓練用 AED を使用した講習を行っている。

平成 16 年度末現在、3 時間の普通救命講習と 8 時間の上級救命講習を合わせた受講者数は、87,435 人となっている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

第 6 管路情報管理システムの構築（上下水道局）

1 事務事業の概要

全体計画	<p>水道管路の情報（布設年度、管種、管径等）と地図情報をデータベース化し、一元管理することによって、維持管理業務の効率化や管路破損事故等への対応の迅速化を図るシステムを構築する。</p> <p>平成 11 年度 事前調査及び計画の策定</p> <p>平成 12 年度 パイロットシステムによる検証並びに基本設計書及びデータ整備要領書策定</p> <p>平成 13 年度 配水管等のデータ入力等</p> <p>平成 14 年度 導水管等のデータ入力等</p> <p>平成 15 年度 給水装置入力(九条営業所管内)等</p> <p>平成 16 年度 給水装置入力(東山,丸太町,西京及び左京営業所管内)等</p> <p>平成 17 年度 給水装置入力(右京,山科,伏見及び北営業所管内)等</p> <p>平成 18 年度 配水管等情報の更新,管網解析機能の開発等(本格運用開始)</p>
------	---

平成 16 年度	当初予算	資本的収支 500,000,000 円 収益的収支 31,095,000 円
	決算	資本的収支 444,324,000 円 収益的収支 28,535,850 円
平成 16 年度 事業の概要		○ 給水装置データ入力(東山, 丸太町, 西京及び左京営業所管内) ○ 1/2,500 配管図入力

2 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 多額の支出を要して構築されている管理システムは、業務において有効に活用されているか。
- (3) 管路の破損事故や大規模地震等の災害発生時において有効に機能するものとなっているか。
- (4) 管理システムの概要, 効果等について広報を行っているか。
- (5) セキュリティは適切か。
- (6) 最新の情報への更新は適切な時期に行われているか。

3 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点及び意見として付すべき問題点があった。

ア 監査の結果

- (ア) 管理システムを業務において有効に活用すべきもの
- (イ) 大規模災害発生時において有効に機能するものとするよう、必要な措置を行うべきもの
- (ウ) 管理システムの全体計画及びこれによる「お客さまサービスの質的向上」の具体的な内容について、市民しんぶんやインターネットのホームページ等を活用し、水道使用者に対する積極的な広報を実施すべきもの
- (エ) 管理システムを操作する職員に対し、セキュリティに関する事項について、積極的に周知徹底を実施すべきもの
- (オ) 給水装置の漏水修繕を担当する漏水修繕センターにおける情報閲覧の在

り方について見直しを行うべきもの

イ 意見

別館に設置している他のシステムについて、耐震診断の結果に基づいて、設置場所の変更等防災面での対策を講じるべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(7) 分析

管路情報管理システム(以下「管理システム」という。)の構築については、特に実施に当たり準拠すべき根拠法令等があるものではなく、また、事務の執行に当たり法令等に抵触する事項はない。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 多額の支出を要して構築されている管理システムは、業務において有効に活用されているか。

(7) 分析

管理システムの構築に係る支出は資本的支出で、管理システムの保守管理費用は収益的支出で支出されている。

平成11年度から平成16年度までの管理システム構築に係る支出は、総額で12億3,468万円となっており、平成17年度以降も多額の支出が見込まれている。(表19)(表20)

また、管理システムの保守管理費用は、平成16年度で2,853万円となっていた。(表21)

これらを企業会計における損益計算に置き換えると、平成16年度決算においては、1億8,152万円の費用として計上されている。(表22)

このように多額の支出を要して構築されている管理システムを業務においてどのように活用しているかについて説明を求めたが、明確に示されなかった。

以上の分析に基づき、以下のとおり、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(表 19) 管理システム構築の決算状況

消費税込み (単位: 千円)

年 度	執行額	内 容
平成 11 年度	81,613	事前調査及び概要計画, 導入計画の策定
平成 12 年度	32,813	パイロットシステムによる検証 基本設計書, データ整備要領書策定
平成 13 年度	220,448	システム構築作業を開始 配水管等のデータ入力
平成 14 年度	233,940	導水管及び送水管入力 ソフトウェアの改良
平成 15 年度	221,551	竣工図検索機能改良 給水装置入力(九条)
平成 16 年度	444,324	給水装置入力(東山, 丸太町, 西京, 左京) 1/2500 配管図入力
合計	1,234,689	

(表 20) 管理システム構築に係る今後の支出見込み

消費税込み (単位: 千円)

年 度	見込額	内 容
平成 17 年度	(予算額) 600,000	給水装置入力(右京, 山科, 伏見, 北) 管網解析機能の開発
平成 18 年度	400,000	配水管等情報の更新 給水装置情報の実用化 管網解析機能の開発
平成 19 年度	350,000	配水管等情報の更新 機能改良 管網解析システムの充実(幹線機能評価, 管網機能評価)
平成 20 年度	150,000	配水管等情報の更新 機能改良 管網解析システムの充実(機能追加)

(表 21) 管理システム保守管理の決算状況

消費税込み (単位：千円)

年 度	執行額
平成 15 年度	8,224
平成 16 年度	28,535
合 計	36,759

(表 22) 平成 16 年度の費用の算出

消費税込み (単位：千円)

区 分	金 額
減価償却費	152,988
保守管理費用	28,535
合 計	181,524

(イ) 監査の結果

管理システム構築には、多額の支出を要しており、平成 16 年度の決算ベースで 1 億 8,152 万円の費用として計上されているが、管理システムを業務においてどのように活用しているかが明確になっていない。

老朽化した配水管の布設替えの計画策定や、閲覧専用端末を用いた給水装置工事業者等への配水管等の情報提供に利用するなど、管理システムを業務において有効に活用するようにされたい。

ウ 管路の破損事故や大規模地震等の災害発生時において有効に機能するものとなっているか。

(ア) 分析

管理システムは、直接の導入契機が平成 10 年 3 月の五条堀川における幹線配水管事故であったことが示すように、管路の破損事故や大規模災害発生時において、二次災害防止等の応急処置を施すとともに、水道施設の応急復旧作業を迅速に行うことを目指して構築するものとされており、京都市地域防災計画においても「情報管理による災害時の支援システムの構築」として位置付けられている。

そこで、以下のとおり、災害発生時に有効に機能するかどうかについて検証を行った。

- a 管理システムは、上下水道局本庁舎別館（以下「別館」という。）に設置したサーバーに各端末からアクセスすることにより運用されている。管理システムのサーバーは、別館に本機と予備機の2台を並べて設置しているが、別館は昭和48年の建築で、昭和56年の新耐震基準の適用前の建築物であるにもかかわらず、耐震診断を行っていないため、阪神・淡路大震災クラスの大規模地震に対する十分な耐震性の有無が判断できない状況にある。大規模地震発生時における別館の被害の度合いによってはサーバーが2台とも破壊され、管理システムそのものが機能しなくなる可能性がある。
- b 短時間の停電に対しては、すべてのコンピューターに無停電電源装置を設置していることで対応が可能であるが、大規模地震等長時間の停電が発生する場合には、管理システム稼動用の自家発電用装置が設置されていないため、管理システムが稼動しなくなる可能性がある。
- c 災害発生時の応急対策拠点基地として、資器材・防災センターが位置付けられているが、平成17年12月現在、資器材・防災センターには、管理システムが設置されておらず、災害発生時の応急対策拠点基地としての機能が十分ではない。

以上の分析に基づき、以下のとおり、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点及び意見として付すべき問題点があった。

(イ) 監査の結果

管理システムは、災害への迅速な対応を目的として構築されるものであるが、機器の配置等において、大規模地震等の大規模災害を考慮しているとは言えないものである。

大規模災害発生時において有効に機能するものとするよう、必要な措置を行われたい。

(ウ) 意見

別館に設置されている財務会計システムなど他のシステムについても、別館の耐震診断の結果で耐震強度が不足しているとされた場合は、設置場所の変更等、防災面での対策を講じられたい。

エ 管理システムの概要、効果等について広報を行っているか。

(7) 分析

管理システム構築には、多額の支出を要しているが、これについては、国庫補助金等が充てられていないことから、すべて水道料金を納入している水道使用者が最終的に負担することになる。

また、管理システムは、平成16年度上下水道局事業推進方針の中で「お客さまサービスの質的向上」を目標としたものと位置付けられている。

しかしながら、管理システムについての水道使用者向けの広報の状況を見ると、平成11年9月の取材に基づく新聞記事とインターネットのホームページ上で断片的に触れているのみであり、管理システムの全体計画を示すものや、管理システムによる「お客さまサービスの質的向上」の具体的な内容を説明しているものは見当たらない。

以上の分析に基づき、以下のとおり、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(イ) 監査の結果

管理システムに係る費用負担について、水道使用者の理解を得るとともに、説明責任を果たす必要があることから、その全体計画及びこれによる「お客さまサービスの質的向上」の具体的な内容について、市民しんぶん、インターネットのホームページ等を活用し、積極的な広報を実施されたい。

また、管理システムが災害対策としても位置付けられていることから、すべての人が安心・安全で健やかに暮らせるまちづくりを進めていく「京（みやこ）の安心安全ネット総合プラン」の推進という観点からも広報を行われたい。

オ セキュリティは適切か。

(7) 分析

パスワードの設定、専用回線の使用等のセキュリティ対策を講じるとともに、個人情報を含む給水装置の情報に関しては、業務上当該情報を閲覧する必要のある課等に対してのみ閲覧権限を付与することとしていた。

しかしながら、情報に関するセキュリティの考え方、データに含まれる個人情報の取扱いなどの基本的事項について、職員に周知徹底を行う必要があるにもかかわらず、操作方法等技術的な内容のみが周知されているにと

どまっている。

また、「上下水道事業 中期経営プラン」に基づく組織改正で平成17年5月に設置された漏水修繕センターは、給水装置の漏水修繕を担当する事業所であることから、給水装置の情報(個人情報を含む。)の閲覧権限を与えるべき課等に該当するにもかかわらず、平成17年12月現在、給水装置の情報が閲覧できない状況にあるため、業務上給水装置の情報を必要とする場合においては、該当する書類等を保管している営業所からファクシミリ等の他の手段を用いて当該情報を入手せざるを得ない状況にある。

以上の分析に基づき、以下のとおり、監査の結果として市長に措置を求めべき問題点があった。

(イ) 監査の結果

a 管理システムを実際に操作する職員に対し、情報セキュリティに関する事項について、庁内誌の活用、研修の実施等により、積極的に周知徹底を実施されたい。

b 漏水修繕センターは、給水装置の漏水修繕を担当する事業所であるにもかかわらず、管理システムにおいてはセキュリティ対策によって給水装置に係る情報(個人情報を含む。)の閲覧ができない状況にあるため、組織改正及び管理システム構築の効果が発揮されていない。

漏水修繕センターにおける情報閲覧の在り方について、早急に見直しを行われたい。

カ 最新の情報への更新は適切な時期に行われているか。

(ア) 分析

管路に係る情報については、原則として、当該年度上半期分を当該年度下半期に、当該年度下半期分を翌年度上半期に更新することとされている。

情報の更新の時期として、不適切と認められるものはなかった。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

(監査事務局第二課及び同事務局第三課)